

簡易な収入額の申立書(申請者本人用)
【公的年金給付等受給者】

記載例

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』と一緒に提出してください。
- 収入要件【年間収入額が収入基準額より低いこと】を満たす場合に支給の対象となります。
- ※申請者と生計を同じくする扶養義務者などがある場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定します。
- 「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」も併せて提出してください。

1. 申請・請求者

記入日 令和 3 年 8 月 1 日

氏名(フリガナ)	確認事項(各項目のチェック欄□に『✓』を入れてください。)
ニシノミヤ サクラ	<input checked="" type="checkbox"/> 収入要件【年間収入額が収入基準額より低いこと】に該当します
西宮 桜	<input checked="" type="checkbox"/> 収入額が分かる書類を提出します。()
	<input checked="" type="checkbox"/> 本申し立ての内容に相違ありません。

確認事項のすべてを確認のうえ、各項目に☑してください。

2. あなた(申請・請求者)の平成31年1月～令和1年12月の1年間の収入額を記入してください。

	金額(右詰めでご記入ください)						円	注意事項		
養育費【A】			3	6	0	0	0	①養育費を受け取っている場合、記入してください。		
給与収入【B】			3	6	0	0	0	平成31年1月～令和1年12月の1年間に受け取った下記の収入毎に、収入額が分かる書類に基づいて、記入してください。 ・養育費【A】 ・給与収入【B】 ・事業収入又は不動産収入【C】 ・年金収入【a】		
事業収入又は不動産収入【C】							0			
年金相当収入【D】 (a-b)			1	0	4	0	6		4	0
年金収入【a】			1	2	2	4	0		0	0
児童扶養手当相当額【b】			1	8	3	3	6		0	
年間収入額=(A+B+C+D)			5	0	0	0	6	4	0	

遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、令和1年12月31日時点で監護していた児童数に該当する支給額(年額)を右記の「児童扶養手当相当額早見表(年額)」を確認し、記入してください。

※児童扶養手当相当額早見表(年額)

令和1年12月31日時点での児童数	支給額(年額)	※参考(月額)	令和1年12月31日時点での児童数	支給額(年額)	※参考(月額)
児童0人	0円	0円	児童3人	220,080円	18,340円
児童1人	122,160円	10,180円	児童4人	256,800円	21,400円
児童2人	183,360円	15,280円	※5人以上いる場合は、1人増えるごとに36,720円(年額)を加算してください。		

3. 収入基準について

あなたが、児童の「父母」か「父母以外の養育者」のどちらに当たるかによって、収入基準額が異なります。どちらかに☑してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	父母	収入基準A
<input type="checkbox"/>	父母以外の養育者	

裏面の「収入要件確認表」であなたの「年間収入額」が「収入要件」に該当するか確認してください。

※養育者の方は、下記の要件に該当するか確認してください。

- 父母以外の養育者
- ・父が死亡または生死不明かつ母がない児童
 - ・母が死亡または生死不明かつ父がない児童
 - ・母がなく、かつ、父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
 - ・父がなく、かつ母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童

- 左記の要件に該当する方
 ⇒ 収入基準B
左記の要件に該当しない方
 ⇒ 収入基準A

裏面へ

(裏面も必ずご記入ください。)

(A) 収入要件確認表 【収入基準Aの方】

表面「3. 収入基準について」で「収入基準A」の方はこちらに記入してください。

4. あなた(申請・請求者)と同居・同一生計の方のことに記入してください。
※ 申請者が生計を同じく養っている親族(児童含む)または養っている親族以外の児童(令和1年12月31日時点)

【同居の家族】

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	収入	扶養	人数	収入基準額
1	ニシノミヤ タロウ 西宮 太郎	長男	男	明治・大正・昭和・平成・令和 10年8月1日	○		<input type="checkbox"/> 0人	3,114,000円
2	ニシノミヤ ジロウ 西宮 次郎	次男	男	明治・大正・昭和・平成・令和 15年5月8日			<input type="checkbox"/> 1人	3,650,000円
3	ニシノミヤ ハナコ 西宮 花子	長女	女	明治・大正・昭和・平成・令和 22年7月14日			<input checked="" type="checkbox"/> 3人	4,600,000円
4			男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 2人	4,125,000円
5			男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 4人	5,075,000円

同居する配偶者又は申請者と生計を同じくする(養育者の場合はその方の生計を維持している)扶養義務者等のことについて記入してください。
※令和1年12月31日時点

「あなたの年間収入額」が収入基準額を上回る場合は、「簡易な所得額申立書」を提出することができます。

5. 下記の計算式により、収入要件【年間収入額が収入基準額より低いこと】に該当しているか確認してください。

ア 4. の【収入基準額表】で選択した金額	4,600,000	円	>	あなたの年間収入額 表面の(A+B+C+D) 5,000,640 円	<input type="checkbox"/> 収入要件に該当しています。 <input checked="" type="checkbox"/> 収入要件に該当していません。 <input checked="" type="checkbox"/> 簡易な所得額申立書を提出します。
イ 4. の【同居の家族】で「○」に該当する人数×150,000円	150,000	円			
ウ 4. の【同居の家族】で「△」に該当する人数×100,000円	-	円			
合計 (ア+イ+ウ)	4,750,000	円			

※「収入要件【年間収入額が収入基準額より低いこと】」を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。

(B) 支給要件確認表 【収入基準Bの方】

表面「3. 収入基準について」で「収入基準B」の方はこちらに記入してください。

4. あなた(申請・請求者)と同居・同一生計の方のことに記入してください。
※ 申請者が生計を同じく養っている親族(児童含む)または養っている親族以外の児童(令和1年12月31日時点で扶養を行っている者)の氏名をご記入ください。

【同居の家族】

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	該当する場合△を記入	
					70歳以上の親族(配偶者以外)(△)	
1			男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
2			男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
3			男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
4			男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		
5			男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		

【収入基準額表】

<input type="checkbox"/> 0人	3,725,000円
<input type="checkbox"/> 1人	4,200,000円
<input type="checkbox"/> 2人	4,675,000円
<input type="checkbox"/> 3人	5,150,000円
<input type="checkbox"/> 4人	5,625,000円
<input type="checkbox"/> 5人	6,100,000円
<input type="checkbox"/> 人	円

6人以上いる場合は、一人増えるごとに475,000円加算した金額を記入してください。

5. 下記の計算式により、支給要件【年間収入額が収入基準額より低いこと】に該当しているか確認してください。

ア 4. の【収入基準額表】で選択した金額		円	>	あなたの年間収入額 表面の(A+B+C+D) 円	<input type="checkbox"/> 収入要件に該当しています。 <input type="checkbox"/> 収入要件に該当していません。 <input type="checkbox"/> 簡易な所得額申立書を提出します。
イ 4. の【同居の家族】で「△」に該当する人数×60,000円 <small>※(△以外の氏名がない場合は、△の数を1つ減らして計算)</small>		円			
合計 (ア+イ)		円			

※「収入要件【年間収入額が収入基準額より低いこと】」を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となります。